



Title	株式会社と平均利潤
Author(s)	中村, 通義
Citation	北海道大學 經濟學研究, 27(1), 41-58
Issue Date	1977-03
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/31368">http://hdl.handle.net/2115/31368</a>
Type	bulletin (article)
File Information	27(1)_P41-58.pdf



[Instructions for use](#)

# 株式会社と平均利潤

中村通義

## 1. はじめに

帝国主義段階における資本の主要な存在形態は金融資本であり、この金融資本の蓄積機構を分析するためには、その基礎規定としての株式資本の意義の解明が不可欠の作業となる。しかし産業資本の株式資本への転化をいかなる論理によって展開すべきか、あるいは産業資本的蓄積の株式会社の蓄積への転化をいかなる意義をもつものとして把握すべきかについては『資本論』でも明確に説かれていない。『資本論』におけるマルクスのこの問題についての叙述は、いずれも断片的なものにとどまっており、貴重ではあるが、せいぜい手がかりとでもいうべきものを残しているにすぎない。

これに対して宇野弘蔵教授は『経済原論』(岩波書店, 上, 1950年, 下, 1952年) および『経済政策論』(弘文堂, 1954年, 同改訂版, 1971年)において、株式資本の理論的位置づけとその実質的な機能について一つの重要な見解を提示された。しかし、株式資本論ないし株式会社論は、理論的には原理論全体を締め括る位置にあるとともに、内容的には段階論としての金融資本論ないし帝国主義論の基礎規定でもありうるということから、方法論的にきわめてむずかしい問題を含んでおり、現在にいたるまで論争が絶えない。争点は数多くあるが、最大の、そしてもっとも根本的な問題は、株式資本を原理論体系の中に組込むべきか否か、あるいは組込むことができるか否かというところにある。宇野教授の場合は、「それ自身に利子を生むものとしての資本」を基礎とし、その具体例として株式資本が示されるにとどまり、その実質的な機能と意義は『資本論』のような原理論とは次元のことなる段階論としての帝国主義論において、主要国の具体的事実即ち解明されなければ

ならないとされている<sup>1)</sup>。これに対して鈴木鴻一郎教授、岩田弘教授等は、株式資本を利潤の質的分割論なり利子生み資本論なりの具体例としてではなく、むしろ産業資本から論理的に展開されるべきものとして、原理論の中で積極的に位置づけられなければならないと主張する<sup>2)</sup>。

卒直にいて、私は後者の議論にはかなりの無理があるのではないかという考えをもっている。しかし本稿は、この問題を正面から取上げて後者を批判することを目的としたものではない。株式資本なり株式会社なりを原理的に規定しようとするれば、どのような難点が生ぜざるをえないかということ、マルクスおよびヒルファディングの所説の吟味を通して考えてみたいというのがこの小論の意図である。

- 1) 宇野弘蔵『経済原論』下、第3章、同『経済政策論』第3篇。
- 2) 鈴木鴻一郎編『経済学原理論』下(東京大学出版会、1962年)、鈴木鴻一郎「帝国主義論と原理論」(中村・大塚・鈴木編『世界経済分析』岩波書店、1962年)、岩田弘『世界資本主義』(未来社、1964年)、第4章。

## 2. マルクス

マルクスは株式会社の利潤についていくつかの文章を残している。その一つは『経済学批判要綱』のⅢ「資本にかんする章」の第2篇「資本の流通過程」の中のつぎの文章である。

「株式資本にとって必要なことは、それが利子をもたらすことであって、利潤をもたらすことではない(それは利子以上のものをもたらすことができるが、このことは必要でない)。この点は、ここではまだこれ以上たちいて研究することはできない」。以上を引用1とする。(Karl Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Dietz. Verlag, 1953, S. 429. 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』、第Ⅲ分冊、466ページ)。

二つ目は『資本論』第3巻第3篇「利潤率の傾向的低落の法則」の第13章「法則そのもの」につづく第14章「反対に作用する諸原因」の第6節「株式

資本の増加」におけるものである。これは、労働の搾取度の増大、労働力の価値以下への労賃の引下げ、不変資本の諸要素の低廉化、相対的過剰人口、対外商業という五つの「反対に作用する諸原因」について最後にあげられているものである。すこし長いが全文を引いておこう。

「以上の五項目のほかに次ぎのものを加えうるが、この項目にはさしあたり深入りできない。資本制的生産の進歩——これは蓄積の促進と並行する——につれて、資本の一部は利子生み資本としてのみ計算され、充用される。というのは、産業資本家は企業者利得をえるのに、資本を貸す資本家はいずれも利子で満足する、という意味ではない。これは一般的利潤率の高さとは無関係である。けだし、一般的利潤率という場合には、 $\text{利潤} = \text{利子} + \text{あらゆる種類の利潤} + \text{地代}$ であって、これらの特殊の範疇への分割は一般的利潤率にとってはどうでもよいからである。そうではなく、これらの資本は、大きな生産的企業に投ぜられてはいても、あらゆる費用を控除すれば、大なり小なりの利子、いわゆる配当しか生じないという意味である。たとえば鉄道ではそうだ。だからそれら〔の資本〕は一般的利潤率の均等化には参加しない。けだし、それらは平均利潤率よりも僅かのものしか生じないから。それらが参加すれば、平均利潤率は遙かに一そう低落するであろう。理論的に考察すればそれらを算入しうるが、その場合には利潤率が、見たところ実在して資本家を現実規定する利潤率よりも低いものとなる。けだし、他ならぬこれらの企業では、不変資本が可変資本との比率において最も大きいからである。」以上を引用Ⅱとする。(K. Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, 1953, Band III, S. 268. 長谷部文雄訳『資本論』青木文庫版、第9分冊、350ページ、以下『資本論』からの引用はこの二つの版本による。Diez版は、Kapital, III, S. 268, 青木文庫版は分冊番号とページ数のみを⑨350というふうに略記する)。

三つ目は上につづく第15章「法則の内的矛盾の開展」の第4節「補遺」における次の文章である。

「……鉄道のような、不変資本の比率が非常に高い巨大企業は、平均利潤率を生みださないで、その一部分たる利子のみを生みだす。でなければ、一般的利潤率はさらに一そう低落するであろう。しかるにここでは、一大資本集団が、株式の形態で、直接の就業場面を見出す。」以上を引用Ⅲとする。(Kapital, III, S. 292. ⑨ 380)。

第四は『資本論』第3巻第5篇「利子と企業者利得への利潤の分裂。利子生み資本」第27章「資本制生産における信用の役割」の全四項目のうちの三つ目の項目「株式会社の形成。これによって——」の中の次のような叙述である。

「論を進める前に、なお、経済学的に重要なつぎの点を注意しておかねばならぬ。利潤はこの場合には純粹に利子の形態をとるのであるから、かかる企業は単なる利子しかもたらさなくても可能であり、そしてこのことこそは、一般的利潤率の低落を阻止する原因の一つである。けだし、可変資本に較べて不変資本が膨大な比率を占めるこれらの企業は、必ずしも一般的利潤率の均等化には参加しないからである。」以上を引用Ⅳとする。(Kapital, III, S. 478. ⑩ 622)。

『経済学批判要綱』および『資本論』にはこの他にも株式会社の利潤にふれたところが何箇所かあるが、要点は上の四つの引用文につけているといつてよい。

見られるとうり、マルクスは株式会社が利潤率の均等化に参加しないことをくり返し述べている。つまりマルクスによれば、株式会社が利潤率の均等化に参加しないのは「これらの企業では、不変資本が可変資本との比率において最も大きい」ので「大なり小なりの利子、いわゆる配当しか生じない」からであり、「平均利潤率を生みださないで、その一部分たる利子のみを生みだす」からであるというのである。

しかし、ここでまず生ずる疑問は、たとえ、これらの株式会社にあっては不変資本の占める比率がいちじるしく高いために、「大なり小なりの利子」あるいは平均利潤の「一部分たる利子」しか生じないとしても、そのことはこ

これらの企業が利潤率の均等化に参加しないことの理由にはならないのではないか、ということである。不変資本の比率が大きいということは、投下資本量に比して、生産される剰余価値量が相対的に少ないことを意味するとしても、そのことはそこで生産された剰余価値が利潤率の均等化運動に参加することを阻止する事情ではありえない。『資本論』第3巻の第1篇ないし第3篇の利潤論では、資本は産業部門の如何を問わず、したがってまたその価値構成の如何を問わず、すべてが利潤率の均等化に参加するものとされている。不変資本の占める比重が非常に大きいために、わずかの利潤しかえられない資本が利潤率の均等化に参加しないという論理は、利潤論のどこにも見出すことができない。もしこの論理を容れるとしたら、不変資本の占める比重がどのていどまで大きければ均等化運動に参加しないのかがただちに問題となるが、このようなことは原理的に決めようがない。何よりも問題なのは、資本を利潤率の均等化に参加するものとしないものとに分けると、利潤論全体の論理構成が崩壊し、利潤率均等化の法則そのものが成立しないことになるという点にある。もちろんマルクスもこれに気付いている。マルクスは引用Ⅱの終りの部分で、鉄道などの巨大株式会社が利潤率の均等化に参加しないことを述べながら、すぐつづいて「理論的に考察すればそれらを算入しうるが」といい「その場合には利潤率が、見たところ実存して資本家を規定する利潤率よりも低いものになる」というのである。つまりかれは、一方では、現実の株式会社が利子ていどの利潤しかあげていないのを見て、それらが利潤率の均等化に参加していないと判断するのであるが——もし参加しているとすれば、株式会社の利潤率は「大なり小なりの利子」よりは高くなるはずである——、他方では、「理論的に考察すれば」参加せざるをえないと考え、そのギャップを「可変資本に較べて不変資本が膨大な比率を占める」株式会社は参加しない、という媒介項で埋めたのである。しかし、くりかえすまでもなく、この媒介項はギャップを埋める役割を果たしていない。それでは、株式会社は利潤率の均等化に参加しないというマルクスの判断は、まちがっているのであろうか。株式会社も「理論的に考察すれば」やはり参加すると

しなければならぬのであろうか。答はもちろん否である。マルクスの判断は正しい。問題はその論拠にある。

『資本論』における資本とは、基本的には個人資本（あるいはせいぜいパートナーシップ）であり、それらは産業資本として充用される。商業資本や銀行資本は、理論的には、産業資本の運動の内部から派生する、産業資本のいわば亜種といってよい。かかる資本編成は具体的には——といっても近似的にであるが——19世紀中葉のイギリスにおける綿工業を基軸とする産業資本的蓄積機構として押さえることができる。しかし19世紀中葉のイギリスといえども、産業資本的蓄積機構がそれだけで完全に自立的にその運動を展開しえたわけではない。「直接的生産事業で株式形態をとるものは僅かにすぎなかった」(Kapital, III, S, 43, ⑧ 67. これはエンゲルスの注記)が、産業資本的蓄積機構の周辺に、その支持装置としての鉄道、運河、汽船、電信などが配置され、これらの企業は、たいてい大規模な株式会社として設立され営業されていた。なかでもマルクスが注目していたのは鉄道であった。はじめにあげた引用文以外の箇所でも、マルクスが株式会社に言及する場合はたいてい鉄道を引き合いに出している。そして1840年代、50年代における鉄道株式会社の利潤率はきわめて低く、場合によっては利子以上の配当をもたらすことがあるにしても、おおむね利子<sup>1)</sup>程度の配当をもたらすにすぎないといった状況が一般的であった。

つまり19世紀中葉の株式会社は、産業資本的蓄積機構の支持装置として絶対には必要ではあるが、産業資本的蓄積機構によっては処理しきれない、したがってこの機構の外部で生存せざるをえない、特殊の事業分野を担当するものとしての株式会社であった。かかる株式会社が、産業資本的蓄積機構の内部編成の論理的解明を任務とする『資本論』体系になじまないのは当然である。したがってマルクスが、株式会社企業は利潤率の均等化に参加しないことをくり返し強調したことは正しい。

しかし、他方マルクスは巨大な規模をもって現実に存在する株式会社を見て「ここではまだこれ以上たちいって研究することはできない」という留保

を付しながらも、それに言及しないわけにはいかない。利潤率の均等化に参加しない資本は『資本論』次元での論理展開には入りようがないにもかかわらずそれを「理論的に考察」しようと試みるのである。このように見てくると、さきにみたマルクスの説明の難点は、本来、理論的な考察の対象にならないものを「理論的に考察」しようとしたことに由来するものと考えられるのである。その無理が「可変資本に較べて不変資本が膨大な比率を占める」株式会社は利潤率の均等化に参加しないという、かなり苦しい理由付けをもち出させることになったのであろう。つまり株式会社は『資本論』のような資本家的生産様式の内部構造を論理的に解明する理論体系の中で論ぜられるべきでなかったのである。株式会社企業が原理的解明の対象にならないとすれば、そもそもそれが利潤率の均等化運動に参加するかしないか、また参加しないとすればその理由は何かは問題にする必要がないことになる。だがマルクスは、株式会社を『資本論』の論理次元には取込みえないものとして別置することができなかった。それはマルクスにとってはきわめて困難であったと考えられる。というのは、次のようないま一つの事情があるからである。

株式会社が現実「大なり小なりの利子」しか生まないとしたら、そのような企業にはどこから資本が流入するのか、他の産業企業に投ずれば利潤をえられるのに、どんな資本家が利子しかえられない企業に資本を投下するのであろうか、という疑問がただちに生じてくるであろう。しかしこの疑問はマルクスにとっては問題にならない。かれは引用Ⅱで「資本制生産の進歩…につれて、資本の一部分は利子生み資本としてのみ計算され、充用される」といい、また引用Ⅲでは、鉄道のような巨大株式会社は「平均利潤率を生みださないで、その一部分たる利子のみを生みだす。でなければ、一般的利潤率はさらに一そう低落するであろう。しかるにここでは、一大資本集団が、株式の形態で、直接の就業場面を見出す」というのである。つまり利子生み資本という一大資本集団が、利子しか生まない企業への資本供給者となるわけである。そしてこの利子生み資本の存在、その所有者としての貨幣資本家

の存在はマルクスの信用論にとってはきわめて重要な意義をもつものであった。マルクスは『資本論』第3巻第5篇で、第25章以下の信用制度論にさきだって、第21章ないし第24章で利子生み資本論を展開している。ここではマルクスはたんなる「貨幣資本家」と資本を全くもたない「機能資本家」との貸借を想定しつつ、借入資本による利潤が「貨幣資本家」の資本所有に対する利子と「機能資本家」の資本家としての機能に対する企業者利得に分割される関係を説き、さらに資本家的表象の中で、この分割関係が一般化されることにより、自己資本によるものまで含めて、すべての利潤が資本所有の果実としての利子と、資本家としての機能の生みだす企業者利得とに分割されて考えられるようになるという論理を展開している。この論理においては利子生み資本の所有者としての貨幣資本家の存在が不可欠の前提となっている。したがってマルクスにとっては、利潤をえようと思えばえられるのに、利子しかえられないところに投下される資本があっても一向にかまわないわけである<sup>2)</sup>。

マルクスが、例の経済学研究のプランにおいて、「信用」につづいて「株式資本」を置いているのも、また『資本論』第3巻第27章「資本制生産における信用の役割」の中で、株式資本を信用論に付随した形で論じているのも、その理由の一つはかれが株式会社に投ぜられる資本を「利子生み資本としてのみ計算され、充用される」「一大資本集団」の一部分と考えていたからであるとみることができよう。この利子生み資本なるものは、じっさいは、産業資本的蓄積機構の内部からではなく、その周辺に生ずる膨大な派生所得——その主要なものは、イギリス商業の世界市場における独占的地位を基盤とする大小さまざまな商人資本階層の所得と、産業資本の発展による食糧需要の増大に支えられた地主階層の所得であろう——を源泉とするものなのであるが、これを信用論の中に理論的に取込むかぎり、同じ源泉を資本の供給源とする株式会社もまた、理論的な考察の対象として取上げられることになるのは当然であろう。しかし「理論的に考察」しようとするれば、どのような無理が生ずるかはすでにみたとおりでである。ここでは、マルクスの所説の吟味を

通して、自由主義段階の株式会社が『資本論』のような論理次元の理論体系には入りえないことを確認して先に進まなければならない。

- 1) 拙著『株式会社論』(亜紀書房、1969年) 23-24ページ参照。
- 2) すでに多くの研究が明らかにしているように、<sup>\*</sup>信用論におけるかかる論理は、『資本論』全体を貫ぬく基本的方法と整合性を持たない。『資本論』では第3篇の利潤論や第6篇の地代論でそうされているように、基本的にはあらゆる資本は利潤を生む資本として投下されるのであって、たんなる利子をうることで満足する資本は存在を許されないことになっているのである。もしこのような独立の資本を論理的に認めるとすれば、『資本論』は第1巻から第3巻まで随所に亀裂を生ずるのであろう。資本が最大限の利潤を求めて運動しないとしたり、需給の変動に応じて価格が変化するという、価値法則を支える基本的な機構も成立しようがないであろう。

\* これについては、さしあたり、宇野弘蔵『経済学方法論』(東京大学出版会、1962年)Ⅳの四「利子論の方法」を参照されたい。

### 3. ヒルファディング

ヒルファディングは『金融資本論』の第2篇「資本の動員。擬制資本」の第7章「株式会社」において「株式会社の経済の我々の理解は、マルクスによって展開されたそれを越えて進む。マルクスは、資本主義的生産における信用の役割の天才的スケッチ——惜しくも彼は詳論を果さずに終った——において、株式会社の形成を信用制度の帰結として把握し、次のことをその作用としてあげている」(R. Hilferding, Das Finanzkapital, Dietz Verlag, 1955, S. 148. 岡崎次郎訳『金融資本論』岩波文庫版, 上, 187 ページ. 以下引用はこの二つの版本による。Dietz 版は Finanzkapital. S. 148. 岩波文庫版は上, 187 というふうに略記する)として、『資本論』第3巻第5篇の第27章「資本制生産における信用の役割」の第3項目「Ⅲ, 株式会社の形成。これによって——」のほとんど全文をあげて次のようにいう。

「マルクスがここで考察しているのは、何よりもまず、株式会社の経済政策的諸作用である。配当を、彼はまだ特殊な経済的範疇としては把握しておらず、それゆえ創業利得をも未分析のまま残している。平均利潤

率の形成と利潤率の低下とに及ぼす影響についての最後の所述に関して言えば、株式会社の普及とともに、株式会社の利潤は、個人企業の利潤と全く同様に一般的利潤率の均等化に参加せねばならないということは、明らかである。さらに、株式会社の生産物も、正常な事情のもとでは、個人企業の生産物と全く同様に、同じ価格法則に従うということは、我々のすでに見たところである。マルクスの念頭には、当時の鉄道株式会社があった。そしてこの点では彼の所述はおそらく部分的にはあたっているであろう。」以上を引用1とする。(Finanzkapital, S. 149—50. 上, 189)

ヒルファディングがここでいう「株式会社の経済政策的諸作用」とは何を意味するのかわからずしも明確でないが、その点は問わないとして、株式会社の利潤が利潤率の均等化に参加せねばならない理由についてのかれの説明はきわめて簡明である。すなわちマルクスの時代にあっては、株式会社は鉄道などの特殊部門に例外的にみられたにすぎず、その利潤は利潤率の均等化に参加しなかったのであるが、「株式会社の普及とともに」当然それは参加するとしなければならないというのである。ここまでは問題はない。かれが観察していた時期においては、株式会社は部分的、特殊な存在ではなく、重工業を中心として主要産業にすでに普及していたからである。問題は、ヒルファディングにあっては、かかる利潤率の均等化運動が、一般的利潤率を形成し、株式会社は平均利潤を受け取るとされている点にある。かれの創業利得論は、このことを当然の前提として展開されている。

「100万マルクの資本をもつ一産業企業があるとしよう。平均利潤は15%、支配的利子率は5%とする。この企業は15万マルクの利潤をあげる。しかし、15万マルクという額は、年収入として5%で資本還元されれば、300万マルクという価格をもつであろう。5%では、貨幣資本はおそらく確定利子付きの確実な証券しか引受けようとしまいであろう。しかし我々は高い危険割増をつけることにし、これを2%としよう。さらに我々は管理費、役員配当などを考慮せねばならない。これらは、企業の利

潤から支出されねばならないものであり、個人経営ならば、株式会社とちがって、省かれたであろうものである。これらのために、処分可能な利潤を2万マルクだけ削減するとすれば、13万マルクが分配されうることになり、これが株主に7%の利子を提供すべきものとなる。そうすれば、株式の価格は1,857,143マルク、すなわち約190万マルクに等しい。しかし、15万マルクの利潤を産むためには、100万マルクの資本しか必要でなく、90万マルクは自由である。この90万マルクは、利潤を産む資本の利子を産む(配当を産む)資本への転化から生ずる。それは、株式会社形態から生ずる比較の高い管理費が利潤を減らすことを考慮しないとすれば、15%で資本還元された額と7%で資本還元された額との差に、すなわち平均利潤を産む資本と平均利子を産む資本との差に、等しい。この差が『創業利得』として現われるのである。それは、ただ、利潤を産む資本の利子付資本形態への転化から生ずるにすぎないところの、利得の源泉である。」以上を引用Ⅱとする。(Finanzkapital, S. 144. 上, 181—82)

ヒルファディングは創業利得について、この他にもいろいろな補足的説明を行ない——その多くは上の説明とは論理的に矛盾する——また上の説明とは全く平仄が合わない「創業利得の定式」なるものを掲げているのであるが、かれの所説の本質的な部分は上の引用文につけているといてよい。見られるとおり、ヒルファディングは、創業利得を何の疑問もなく「平均利潤を産む資本と平均利子を産む資本との差」として規定している。つまりかれは、創業利得が問題になるような段階の資本主義においても、平均利潤率が形成され、それが諸資本を規制することを当然のことに考えているのである。しかし「株式会社の普及とともに」その利潤は、利潤率の均等化運動に参加せねばならないとしても、この段階においては、その運動が平均利潤率の形成に結果するということはできない。このようなかれの論じ方には、根本的な疑問を提出せざるをえない。私は、別の機会にこれについての疑問と批判を述べたことがあるが、この点はもっとも重要な問題点と考えるので、

若干の補足を加えつつ、いま一度、論ずることにしたい。<sup>3)</sup>

ヒルファディングは株式会社の特質を論ずるにあたって、これを個人企業との対比という形で行なっている。『金融資本論』第2篇第7章の3は「株式会社と個人企業」と題され、そこで株式会社の個人企業に対する優越性が創業の容易さ、蓄積の容易さ、信用利用の容易さ等々の点において把握されているのであるが、これらの利点の由来するところは、いずれも株式会社が証券発行によって社会的資本を集中しうることのうちに求められている。ところで、株式会社がこのような機能を果たしうるためには、配当請求権としての株式を擬制資本として還元評価する機構がなければならない。ヒルファディングはこれについて「擬制資本は、まず、国家信用の発展とともに発展する。取引所は国債の市場となる。しかし産業資本の擬制資本への転化、したがって、ますます激しくなる株式会社の産業への侵入が、初めて変革的に作用する。……常に受入れ準備ある市場としての取引所の存在が、産業資本の擬制資本への転化と、配当の利子への帰着との前提となる。」(Finanzkapital, S. 193. 上, 242)と述べている。

しかし「ますます激しくなる株式会社の産業への侵入が、初めて変革的に作用する」ことによって産業証券市場が形成されるとしても、そのことは、個人企業と区別された意味での株式会社一般の株式が「擬制資本への転化」をなしうることを意味しないであろう。産業株式会社の株式証券は、それがたんに個人企業とは区別された意味での個別的会社の株式証券にとどまるかぎり、けっして、国債や海外証券、鉄道証券などとならんで一般的流通性を獲得しうるものではない。特定の産業株式会社の株式証券が、取引所に上場され、恒常的に取引されるためには、その産業株式会社がすでにその産業部門の生産量の相当部分を占め——それがどのていどであるかは、もちろん個別的事情の如何による——一定率以上の配当を現在はもちろんのこと、将来にわたっても安定的に行ないうるほどの堅固な経営の維持を期待されうるものでなければならない。それらは、すでに周辺のいくつかの競争企業を集中し、合併し、あるいはそれらの諸会社を、みずからを中核とする複数企業の

連合体のメンバーとして自己の統制下に服せしめているような企業でなければならないであろう。むしろこれらがすべて、いわゆる独占企業でなければならないというわけではない。しかし独占体ではなくとも、それと何らかの市場的な関連をもつとか、あるいは独自の技術的優越性をもつことによって一定期間以上の将来にわたる利潤の安定性、確実性が見込まれるものでなければならない。このような株式会社の株式証券であってこそ、はじめてそれは、従来の確立された信用を支えとする確定利子付証券とならんで、利潤ないし配当を利子率で資本還元された擬制価格をもちうるのである。そしてまた、そういう中核的企業の株式証券が市場性を獲得していくのに応じて、そのような中核的企業と何らかの形での連携を確保している周辺部分のその他の株式会社の株式証券もまた、市場性を獲得していくことになるというてよい。したがって、株式会社の利点を、それが社会的資金を直接的に集中しうることのうちに求めるとしても、それはヒルフェディングのように、株式会社一般と個人企業との対比において云々されるべきことではない。すでに一定以上の企業規模と市場支配力をもつ株式会社大企業、およびそれと何らかの形での連携を確保している企業と、それ以外の中小の株式会社、個人企業との対比においてはじめて問題になることなのである。

ところで、株式会社大企業が普及し、擬制資本市場での上場証券の一大部分が産業証券によって占められ、その中心部分に独占体の証券があるという段階での資本主義は、もはや平均利潤率が支配するような構造をもちえないであろう。産業資本段階における諸資本の運動が、つねにより高い利潤率を求めながらも、結局そのような利潤率の重心としての平均利潤率にひきつけられるという機構をもっていたのに対して、この段階での、より高い利潤率を求める諸資本の運動はもはやそのような重心をもちえず、競争の結果は、恒常的に利潤率の不均をもたらざるをえないという構造をもつものである。ここでの諸資本は、もはや等質的な諸資本ではありえない。一方には、いわゆる独占利潤あるいは何らかの超過利潤をうる独占的株式会社あるいは独占的株式会社とはいえないまでも、みずからの属する産業部門において他

の企業よりも優越した地位を確保している株式会社があり、他方にはこれらと利潤あるいは経営の安定性において明らかに格差のある群小株式会社または個人企業が存在し、後者が前者の周辺に配置されているというのがこの段階での資本主義における諸資本の配置図であろう。株式が擬制価格をもって取引され流通するといっても、それは一般的には前者のような企業の株式についてのみいうことであり、たんに個人企業と区別された意味での株式会社一般の株式がそうであるわけではない。また、前者の生産物と後者の生産物とは、かならずしも「同じ価格法則に従う」とはいえないのである。<sup>4)</sup>この段階の資本主義はもはや「正常な事情」の想定を許さないのである。

このように見てくると、ヒルファディングが平均利潤率の支配する原理論的抽象次元において創業利得を論じているのは、全く妥当でないというべきであろう。かれの創業利得論には、さまざまな混乱した規定が含まれていて、現在に至るまで多くの読者を悩ませているのであるが、その最大のもは、創業利得は企業者利得の一括先取りであるとする規定であろう。かれは創業利得は「平均利潤を産む資本と平均利子を産む資本との差」であるとし、そうとすれば「平均利潤マイナス利子、すなわち本来の企業者利得に等しい部分は、どこに消えたのか」(Finanzkapital, S. 142. 上, 178—79)という問題を立て、創業利得こそ、この部分、すなわち企業者利得部分の転化したものである、という解答を出すのである。これはいうまでもなく、全く無意味な問題提起と解答なのであるが、かれのかかる混乱は、たんにかれが利子と利回りを混同していたということのみ由来するものではない。より根本的には、かれが創業利得なるものは、平均利潤率の支配する原理論的抽象次元では規定しえないものであることを認識しえなかったところに、その原因があるといわねばならないのである。<sup>5)</sup>従来、わが国ではヒルファディングの創業利得論の問題点をめぐって多くの論争が行なわれてきた。しかし、創業利得を生み出すような株式会社の利潤が、平均利潤という原理論的次元の概念とは異なった次元のものであることさえ明確に押さえられれば、論争点のいくつかは、それじしん消滅してしまうのである。

ヒルファディングの株式会社論は、いくつかの点で、たしかに「マルクスのそれを越えて」進んでいるといつてよい。第7章の「株式会社」の2「株式会社の金融。株式会社と銀行」において、やや不正確ながらも、支配集中の手段としての株式会社の特殊な機構に言及し、3「株式会社と個人企業」の末尾では、株式会社制度の普及によって、資本主義的所有の性格が変化することを明らかにしている。しかし株式会社がいかなる論理次元で論ぜられるべきかについての方法的な配慮が不十分なために、『金融資本論』は全体としていちじるしく不透明で、随所に混濁した議論を残すことになった。創業利得論の混乱は、その顕著な一例にすぎない。つづめていえば、原理的に規定できない帝国主義段階の株式会社を、原理的に規定しようとしたところに、ヒルファディングの株式会社論の混乱の原因があったのである。

3) 前掲拙著、第Ⅵ章。

4) この問題をはじめ取上げてヒルファディングの創業利得論を批判したのは、鎌田正三教授である。教授は1951年に発表された「株式会社金融」(東北大学『経済学』第23号, 1951年。のちに鎌田正三『アメリカの独占企業』時潮社, 1956年に所収。以下この論文をA論文と略称し、引用は上の所収書から行なう)および1959年に発表の「株式会社金融再論——創業利得に関する研究ノート——」(東北大学『経済学』第52号, 1959年7月。以下この論文をB論文と略称する)において、平均利潤から創業利得を説くことの難点を明確に指摘しておられる。その要旨は次のとおりである。

「株式相場は(1)配当の大きさ (2)銀行利子の大きさ (3)株式を発行する会社の経営の強固さによって決定される。したがって……株価は配当率に正比例する。……また……株価は利子率に反比例する。……しかし、銀行利子は強固な固定収入であるが、配当は銀行利子ほど固定的なものではない。配当は年々の決算後にはじめて確定される。ところが、業務の悪化、配当の減少の危険が存するので、実際には平価以上の株価が必ずしも成立するとはかぎらない。したがって株価の決定に第三の要因たる経営の強固さの程度が最終的決定者となる。……個々の企業の手にはいる利潤は平均利潤のみとはかぎらない。超過利潤の存するところでは、利潤は平均利潤より大である。さらに独占利潤の存するところでは、一時的経過的な超過利潤が恒常的な超過利潤となり、より大なる利潤と配当とを長期にわたって保証する。この高い独占利潤のもとでは、経営の強固さは絶対的なものとなり、そこでおこなわれる株式の発行により創業利得がえられることとなる。この平価以上に出づる株価の超過分がほかならぬヒルファディングのいう創業利得な

のである。……あらゆる株式会社が創業利得を獲得しようというわけにはいかないのである。……創業利得は一時的な株式相場の騰貴による投機利得として生ずることもあるが、……独占企業のもとにおいて、正常的に発生しようのものであり、独占企業以外の株式会社においては、平価でしか資本を吸収しえない関係を生ずる。」(A論文、325—27ページ)

「現実には創業利得をうることのできる株式会社は平均利潤をうるような一般の株式会社ではなく、なんらかの意味での超過利潤(それが単なる超過利潤であるか独占利潤かはここでは問わない)をうる株式会社なのである。額面以上の株価が成立しようのはかかる限られた株式会社のみなのである。」(B論文、134ページ)

見られるとおり、鎌田教授は、通常、株価を規定する要因としてあげられる配当と一般的利子率の他に、第三の要因として「経営の強固」<sup>\*</sup>さを付け加えることにより、株式証券の相場形成と他の確定利子付証券の相場形成のちがいを明らかにされ、それによって、たんに平均利潤をうるにすぎない株式会社の株式証券が、かならずしも平価以上の擬制価格をもつことにはならないという視角からヒルファディングを批判しておられる。さらに同教授はB論文の末尾に近いところで、「なお、……創業利得は〔原理論においてではなく 引用者〕むしろ段階論で展開すべきものではなからうか」という、きわめて重要な方法論的提言を行なっておられる。<sup>\*\*</sup>私見によれば、これらの点はヒルファディングの創業利得論を検討する場合の最大の問題点である。しかし同教授のA論文発表後、ヒルファディングの創業利得論を扱った論文は数十篇発表されているが、この問題を正面から取上げたものはほとんどない。わずかに、1959年に発表された岡部利良教授の「ヒルファディング創業利得説の批判 — 創業利得における平均利潤の問題—」(京都大学経済学部創立四十周年記念『経済学論集』1959年所収)が、鎌田教授とは別な論拠と、したがってまた異なった筋道によってではあるが、ヒルファディングのこの弱点に鋭く迫っておられるにすぎない。

- \* 鎌田教授がA論文で「銀行利子」といっているのは、正しくは一般的利子率のことであろう。「銀行利子」は一般的利子率の水準を規定するもっとも重要な要因であるが、一般的利子率そのものではない。
- \*\* 宇野弘藏教授は1960年に発表された「経済学における原理論と段階論—『金融資本論』における両者の混同について」(『思想』433号、1960年7月のちに「ヒルファディング『金融資本論』における原理論と段階論の混同について」と改題され『経済学方法論』東京大学出版会、1962年に所収)と題する論文において、『金融資本論』全体の方法論的批判を行なっておられる。ただし創業利得論についての言及はない。また降旗節雄教授は1965年に発表された「鈴木理論の根本問題—『株式資本』範疇の把握を中心として—」(北海道大学『経済学研究』第

14巻第4号、1965年2月。のちに『資本論体系の研究』青木書店、1965年に所収)と題する論文において、創業利得を「段階論の範疇」として位置づけておられる。

- 5) 創業利得を生み出すような株式会社の利潤が平均利潤ではないことが明確に認識されていれば、創業利得は企業者利得の一括先取りであるなどという奇怪な発想は、そもそも生じないであろう。
- 6) ヒルファディングは『金融資本論』の方法的立場を「本書では、最近の資本主義的發展の経済的諸現象を科学的に把握するという試みがなされる。すなわち、この諸現象を、W・ペティに始まりマルクスにおいてその最高の表現を見出す古典的国民経済学の理論体系に、組入れるという試みである」と説明している。本稿では論点を創業利得論に限定したので言及しなかったが、ヒルファディングが『金融資本論』の中で「最近の資本主義的發展の経済的諸現象」を「マルクスにおいてその最高の表現を見出す古典的国民経済学の理論体系」に組入れようとしている部分では、彼の努力は、ほとんどかならずといってよいほど良い成果を生んでいない。これについては、さしあたり、降旗節雄『帝国主義論の史的展開』（現代評論社、1972年）第4章を参照されたい。

#### 4. むすび

以上の検討により、マルクスの見た自由主義段階の株式会社の利潤も、ヒルファディングが考察の対象とした帝国主義段階の株式会社の利潤も、ともに平均利潤ではありえないことがほぼ明らかにされたといえよう。そしてこのことは、自由主義段階のそれであれ、帝国主義段階のそれであれ、株式会社は、自立的運動体としての資本主義の内部構造を論理的に解明する原理論体系にはなじまないものであることを意味するものといえよう。そもそも利潤率の均等化運動とは、それによって労働の社会的配分が行なわれることにより、本来的に無政府的な資本主義的生産に自立性を付与する必須の機構である。価値法則なるものも、じつはこの運動によって、その法則性を保証されるのである。したがって、はじめから利潤の均等化に参加しない資本、あるいは参加したとしても、それが恒常的に利潤率の不均等をもたらさざるをえない資本は、原理論的な抽象次元の論理展開には入り込みえない性格をもつものといえよう。

そして、われわれは、原理論が資本の原理的展開の究極の形態として株式

資本を措定せざるをえないにもかかわらず、それが歴史的には一般的利潤率を形成しえないものとしてしか存在しえないということのうちに、資本家的生産様式の限界が理論的に示唆されていることを見るべきではないかと考えるのである。